

# 川崎市宮霊園整備計画

---

平成 30 年度～令和 12 年度

平成 30 (2018) 年 3 月 策定

令和 4 (2022) 年 3 月 改定

川崎市

# 川崎市営霊園整備計画

平成 30（2018）年度～令和 12（2030）年度

## 目次

第 1 章	整備計画改定にあたって.....	1
1	整備計画策定・改定の経緯.....	1
2	計画の位置づけ.....	2
3	計画の期間.....	2
4	墓所のあり方.....	3
5	市営霊園の概要.....	4
6	これまでの取組.....	5
7	方針の概要 [平成 27（2015）年 12 月].....	5
第 2 章	現整備計画の概要.....	7
1	整備計画における考え方 [平成 30（2018）年 3 月].....	7
2	整備計画における取組方針.....	7
3	緑ヶ丘霊園における取組.....	8
4	早野聖地公園における取組.....	8
5	墓所の循環利用イメージ.....	9
6	計画期間内の墓所整備予定数.....	9
7	整備計画のスケジュール.....	9
第 3 章	整備計画の検証.....	10
1	検証期間の取組.....	10
2	取組の成果.....	10
3	検証の結果.....	12
第 4 章	市民意識調査.....	13
第 5 章	整備計画期間における取組について.....	14
1	計画改定の考え方.....	14
2	取組方針.....	15
3	墓所の需要基数.....	16

4	墓所の整備基数 .....	16
5	個別墓所の整備 .....	17
6	公園エリアの整備.....	19
第6章	墓所供給予定数とスケジュール .....	19
第7章	その他の施設整備について .....	20
第8章	資料編.....	23
1	市民意識調査.....	23
(1)	調査の目的.....	23
(2)	調査方法 .....	23
(3)	調査項目 .....	24
(4)	各設問の集計結果 .....	25

## 第1章 整備計画改定にあたって

### 1 整備計画策定・改定の経緯

本市には、緑ヶ丘霊園と早野聖地公園の2箇所の市営霊園があり、埋葬場所と緑の保全やレクリエーション機能を合わせ持つ都市計画墓園として計画され、個別墓所<sup>※1</sup> 138,382基、合葬型墓所<sup>※2</sup> 20,000体、霊堂 26,500体の墓所を供給しています。

全国的に人口が減少し、核家族化の進展に伴う単身世帯の増加、少子高齢化からの高齢多死社会へと社会が移り変わる中、市営霊園は墓地需要の増加に加え、価値観の多様化による様々な需要にも対応する必要があります。

こうした状況の中「市営霊園の今後のあり方」について、川崎市環境審議会へ諮問を行い、市営霊園のサービス向上・課題解決に取り組むため「市営霊園の現状と課題」を抽出するとともに、市営霊園の目指すべき基本的な考え方及び今後取り組むべき事項である「整備と管理の考え方」を示すものとして、平成27(2015)年12月に「川崎市営霊園の整備と管理の方針」(以下、「方針」という。)をとりまとめました。

さらに、平成30(2018)年3月には、方針を基に平成30(2018)年度から令和7(2025)年度における市営霊園の整備内容を定めた「川崎市営霊園整備計画」(以下、「整備計画」という。)をとりまとめました。

このように、市営霊園の課題解決に向け段階的に計画をとりまとめ、緑ヶ丘霊園において合葬型墓所の供用を開始し、合葬型墓所への改葬<sup>※3</sup>による循環利用の促進や返還墓所の再募集を開始するなど様々な取組を進めてきましたが、整備計画策定から一定期間が経過し、核家族・単身世帯の増加に伴う承継者の不足や、小区画化や合葬型などの新たな墓所形態が求められるといった市民ニーズの多様化など、市営霊園を取り巻く状況において様々な変化が生じています。また、整備計画において令和3(2021)年度を目途に整備スケジュール及び墓所の供給数を検証していることから、このたび平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの3箇年の状況を検証し、整備計画を改定するものです。

昭和15年度	緑ヶ丘霊園計画決定告示
昭和44年度	早野聖地公園計画決定告示
平成5年度	「長期的視点に立った市営霊園のあり方について」答申
平成6年度	「早野聖地公園基本計画」策定
平成26年度	「市営霊園の今後のあり方について」答申
平成27年度	「市営霊園整備と管理の方針」策定
平成29年度	「川崎市営霊園整備計画」策定
令和3年度	「川崎市営霊園整備計画」改定

市営霊園における都市計画決定及び計画の経緯

※1 個別墓所：一つの区画に縁者の遺骨を埋蔵する形式の墓所のこと。

※2 合葬型墓所：一つの墓所に、他人を含め多数の遺骨を一緒に埋蔵する形式の墓所のこと。

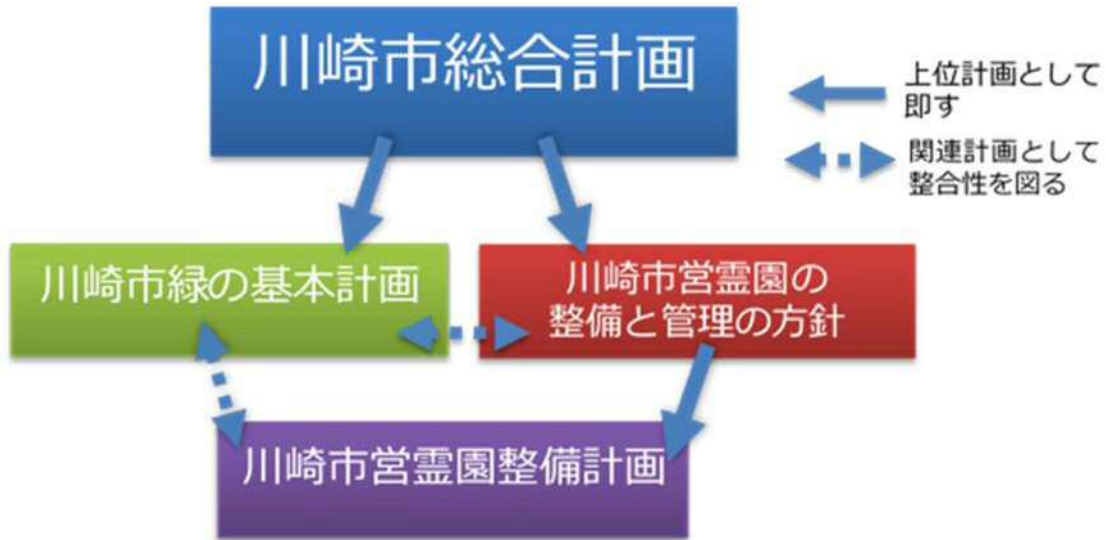
※3 改葬：墓所等に埋蔵されている遺骨を、他の墓所や納骨堂等へ移すこと。

## 2 計画の位置づけ

整備計画は「川崎市総合計画」を上位計画とし、方針に基づき市営霊園における整備の計画として策定するものです。

また、「川崎市緑の基本計画」等の関連する計画との整合を図ります。

上位・関連計画の中で、整備計画は以下のような位置づけとなります。



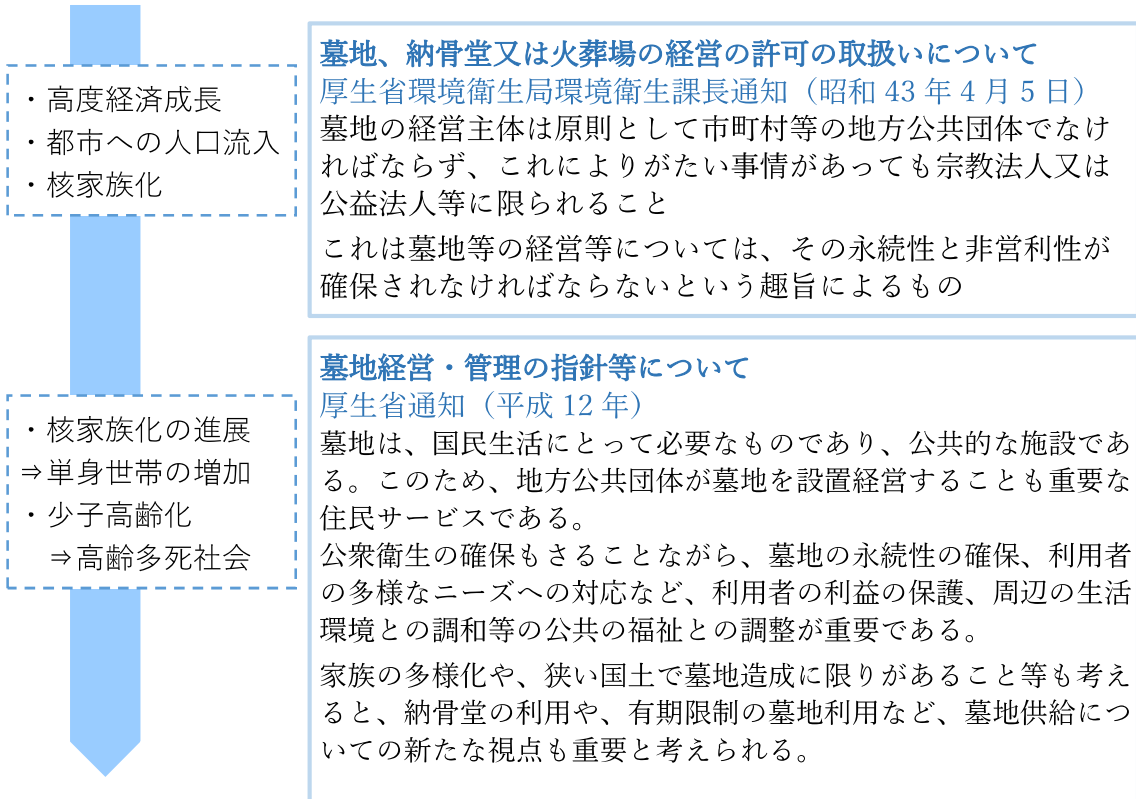
## 3 計画の期間

計画の期間については、持続的で公平な墓所供給を行うため、平成 30（2018）年度から令和 7（2025）年度までの期間を 5 年間延長し、平成 30（2018）年度から令和 12（2030）年度までとしますが、令和 12（2030）年度以降も継続的な整備を行っていく必要があることから、それ以降の整備も見据えた計画とします。

## 4 墓所のあり方

墓所は、原則として地方公共団体が経営すべき公共的な施設と位置づけられており、社会の変遷に伴い求められる役割が増すとともに、応募状況からみても需要は高まっています。

また、従来の家制度から核家族・単身世帯の増加に伴う承継者の不足や、墓所に対する価値観の変化から、新形式や合葬型墓所といった様々な墓所形態が求められるなど、市民ニーズが多様化しています。



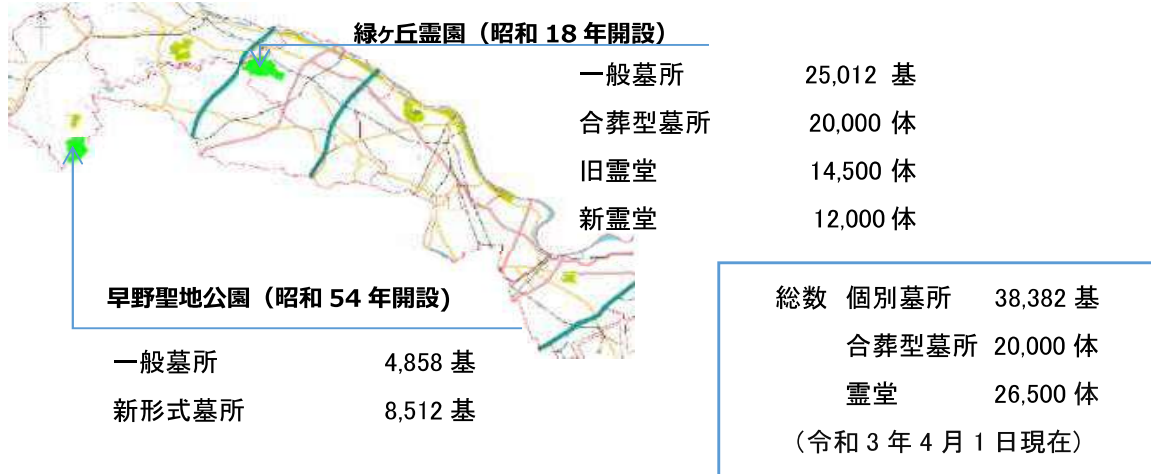
社会状況の変化に伴い、利用者ニーズの多様化など墓所に求められる役割も変化しており、永続性及び非営利性の確保に加え、納骨堂の利用や有期限の墓所利用などの墓所供給について新たな視点を持つことが求められています。

	平成 12 年	令和 2 年	増加率
高齢者人口	154,704 人	311,515 人	2.0 倍
高齢単身世帯	25,127 人	66,075 人	2.6 倍
死亡数	6,955 人	11,726 人	1.7 倍

20 年間の市内の高齢者人口等の推移

## 5 市営霊園の概要

社会状況等の変化を踏まえ、市営霊園では、使用者が墓石を設置する一般墓所の他、様々なニーズに対応した、市が墓石を設置する新形式墓所、多数の遺骨を一緒に埋蔵する合葬型墓所、遺骨を一時預かる霊堂などの墓所を提供しています。



## 6 これまでの取組

市営霊園では、平成 5（1993）年度の「早野聖地公園基本計画」策定以降、段階的に計画等を策定し整備を進めてきましたが、「市営霊園の今後のあり方について（答申）」を踏まえ、市営霊園の目指すべき基本的な考え方及び整備と管理の考え方を整理し、平成 27（2015）年度の方針を定め、平成 29（2017）年度に市営霊園の整備内容を定めた整備計画を策定しました。

## 7 方針の概要〔平成 27（2015）年 12 月〕

平成 23（2011）年～令和 12（2030）年の墓所需要を予測し、整備と管理の考え方を次のとおり示しました。

### 整備と管理の考え方

「公平で安定した墓所の供給」

工夫をこらした土地利用を図り、公平で安定した墓所の供給を継続的に行う。

「社会状況と市民ニーズに応じた墓所の供給」

多様な墓所形態のニーズに対応するため、新たな埋葬形態や利用方法を導入する。

「効率的・効果的な霊園管理の推進」

墓所の循環利用推進や有期限化をすることで、墓所の効率的な活用を図る。

「公園緑地としての機能の充実」

緑の保全と活用を重視し、郷土の自然を活かした親しみのある場所とする。

### 墓所需要の推計

方針では「大阪府方式」という墓所需要の推計方法を採用し、平成 23（2011）年から令和 12（2030）年までの 20 年間で必要とされる墓所数を把握しました。

大阪府方式とは、大阪府が考案した墓所需要の推計手法で、市民アンケート調査等を元にした定住志向率や墓所需要率の割合から需要基数を算定するもので、東京都や横浜市、さいたま市、相模原市など多くの自治体で採用されています。

1 世帯で年間 2 人以上の死亡者が出ることはないこととした場合、死亡者数 = 死亡発生世帯数となります。その中で川崎市への定住意志を有する世帯のうち、川崎市営霊園の墓所を希望する割合をもとに、市営霊園の需要基数を試算しました。

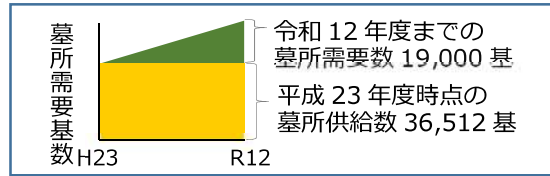
埋葬対象数	市内の埋葬対象数	市内墓所の需要基数	市営霊園の需要基数
毎年の 推定死亡者数	推定死亡者数× 定住志向率	市内の埋葬対象数× 市内墓所需要率	市内墓所の需要基数× 市営霊園需要率

市営霊園の需要基数の算出式



試算の結果、平成 23 (2011) 年から令和 12 (2030) 年までの 20 年間の需要は、約 19,000 基であると予測しました。

市営霊園の需要基数

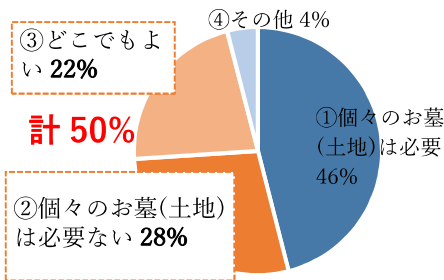


### 墓所供給の割合

19,000 基の需要予測に対して、合葬型墓所への改葬に伴う返還墓所の再募集など、墓所の循環利用によって 2,000 基が供給されることから、新たに整備する墓所は、17,000 基とし、整備形態は、管理や承継が不要な合葬型墓所と、従来より区画が小さい小区画墓所の 2 種類としました。

#### 平成 24 年市民意識調査

問 あなたはお墓をどのようにお考えですか。(形的なもの)



#### 新規整備する墓所の内訳

ア) 合葬型墓所による供給

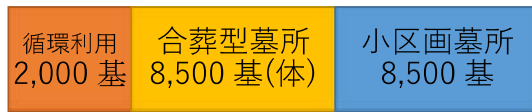
**8,500 基 (体)**

【17,000 基 × 50% (市民意識調査での希望者割合)】

イ) 小区画墓所による供給

**8,500 基**

【17,000 基 - 8,500 基(体)(合葬型墓所整備数)】



新たに整備する墓所

## 第2章 現整備計画の概要

### 1 整備計画における考え方 [平成 30 (2018) 年 3 月]

方針及び平成 29 (2017) 年度利用者調査の結果等を踏まえ、整備計画における考え方を次のとおりとしました。

「持続的で公平な墓所供給及び、無縁化の抑制や墓所の循環利用の推進を図ります。」

### 2 整備計画における取組方針

方針に基づき、平成 30 (2018) 年～令和 7 (2025) 年における市営霊園の整備内容を定めました。

#### ① 有縁合葬型墓所の整備

市営霊園においては無縁化の傾向は高まっており、その対応が差し迫った課題となっています。また、有縁合葬型墓所への期待も高いことから、有縁合葬型墓所を整備します。

#### ② 循環利用の状況を踏まえた計画的・段階的な墓所整備

有縁合葬型墓所の整備により、既存の墓所から有縁合葬型墓所への改葬が行われることで、墓所の循環利用が進むと考えられることから、将来需要に対しては循環利用の状況を踏まえながら、計画的・段階的に墓所整備を行います。

#### ③ 小区画墓所の整備

今後整備する個別墓所については、限られた敷地の中で整備可能な墓所数の増加を目指すことから、従来よりも小区画な墓所形式を基本とします。

#### ④ 既存ストックを有効活用した墓所整備

小区画墓所の導入により、これまで墓所整備が困難であった区域においても、まとまった数の墓所供給の可能性があることから、それらの既存ストックを有効活用した土地利用を図り、効率的な墓所整備を行います。

#### ⑤ 利用期間の有期限化制度の導入

利用期間の有期限化の導入については、適切な利用期間や更新制度の検討を進め、早野聖地公園における小区画新形式墓所の整備時に導入します。

#### ⑥ 適切な管理運営の推進

市営霊園においては墓所の無縁化等の理由により、墓所管理料<sup>※4</sup>の滞納が増加していることから、縁故者の調査を行うとともに、無縁化した墓所の改葬手続き及び空いた墓所の再募集、墓所管理料のコンビニエンスストア納付を進めてきたところです。今後についても、利用者のサービス向上や墓所管理料の収納率の向上に向けて、適切な管理運営を進めてまいります。

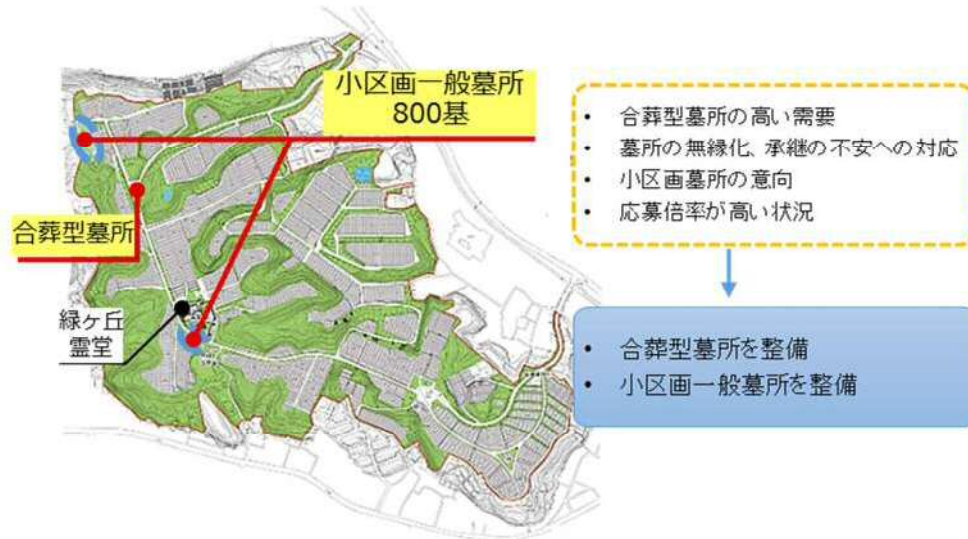
#### ⑦ 公園機能の充実に資する整備の推進

市営霊園は埋葬場所だけでなく、公園緑地系統の重要な拠点としても位置付けられています。こうしたことから、広大で貴重な自然を活かし、市民が憩え、自然とふれあえる空間とするため、公園機能の充実に資する整備を進めてまいります。

※4 墓所管理料：清掃その他墓所管理経費として、毎年徴収する費用のこと。

### 3 緑ヶ丘霊園における取組

無縁化の進行が懸念されており、承継への不安も大きくなっていることから、合葬型墓所を整備します。また、現行の4㎡より小さい区画であれば整備可能な区域があることから、小区画一般墓所の整備を進めていきます。

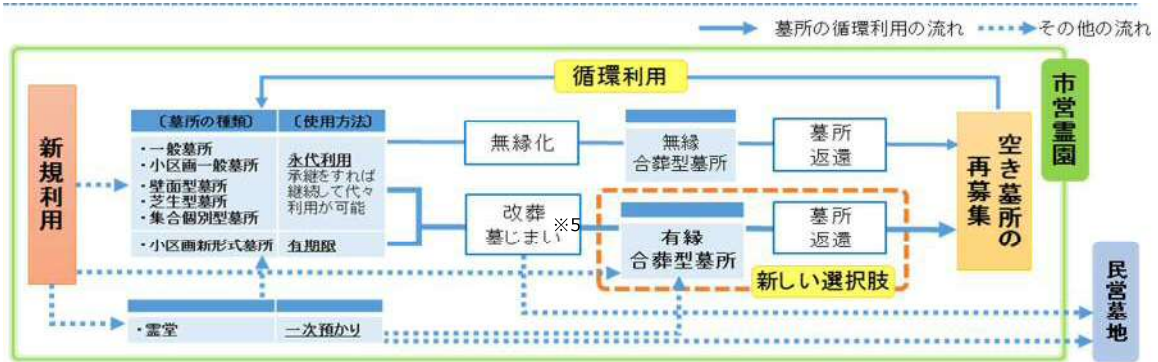


### 4 早野聖地公園における取組

現在整備を行っている壁面型墓所については、引き続き整備を進めていきます。また、限られた敷地で高い墓所需要に対応するため、小区画新形式墓所の整備を行います。



## 5 墓所の循環利用イメージ



## 6 計画期間内の墓所整備予定数

緑ヶ丘霊園は、合葬型墓所 1 箇所、小区画一般墓所 800 基、早野聖地公園は、壁面型墓所 342 基、小区画新形式墓所 300 基とし、合計で合葬型墓所 1 箇所、個別墓所 1,442 基とします。

## 7 整備計画のスケジュール

緑ヶ丘霊園における合葬型墓所の整備を進めるとともに、個別墓所についても墓所の供給が途切れることがないよう整備を進め、整備スケジュール及び墓所の供給数については、令和 3（2021）年度を目途に検証し、柔軟に対応することとします。

※5 墓じまい：墓を撤去し、使用权を市に返還すること。

## 第3章 整備計画の検証

### 1 検証期間の取組

整備計画策定後の3年間において、社会全体としては新しい生活様式への転換等の大きな変化が起きていますが、墓所については、依然として核家族・単独世帯の増加に伴う高い需要と、承継の不安や墓に対する価値観の変化に起因する、合葬型や小区画など多様な墓所形態や利用方法へのニーズがあります。このような状況下において、市営霊園では、次の取組を行いました。

平成30年度	緑ヶ丘霊園合葬型墓所整備・条例改正・各種広報を実施
令和元年度	合葬型墓所供用開始により、 <b>墓所の循環利用開始</b> 市営霊園の墓じまい者への合葬型墓所の利用優遇制度開始
令和2年度	墓所循環利用促進に伴い、 <b>増加した返還墓所の再募集を開始</b> (令和元年度 50基→令和2年度 150基) 個別墓所の規格及び配置見直し等の検討

整備計画策定後の市営霊園の取組

### 2 取組の成果

#### 全体の応募状況

全体の応募倍率について、方針期間初年度の平成23(2011)年度は16.2倍でしたが、平成30(2018)年度は11.2倍となり、合葬型墓所を供用開始した後の合葬型墓所を含む全体の応募倍率は、令和元(2019)年度8.9倍、令和2(2020)年度は4.3倍となりました。

#### 合葬型墓所の需要

令和元(2019)年度に行った初めての募集では、一般利用300体の募集に対して1,739人の応募があり、応募倍率は8.7倍となりました。令和2(2020)年度の募集では、募集数を増やした一般利用500体の応募に対して1,248人の応募があり、応募倍率は3.8倍となりました。

## 個別墓所の需要

個別墓所の応募について、合葬型墓所の供用開始後においても開始前（平成 30（2018）年度）の 8 割程度に応募がありました。



## 合葬型墓所への改葬による予測を上回る墓所返還

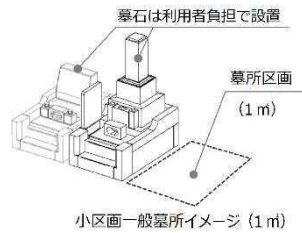
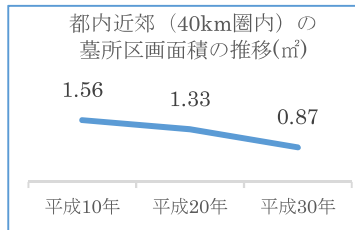
市営霊園を墓じまいして合葬型墓所へ遺骨を改葬し、市に返還された墓所の数は、令和元（2019）年度は 240 基（940 体）、令和 2（2020）年度は 106 基（401 体）あり、方針で予測した基数（50 基/年）を上回りました。

## 墓所の循環利用による応募倍率の改善

緑ヶ丘霊園において、循環利用で増加した返還墓所を再募集したことにより、平成 28（2016）年度の応募倍率が 84.1 倍であったのに対し、令和 2（2020）年度の応募倍率は 8.6 倍となり、応募倍率が改善しました。

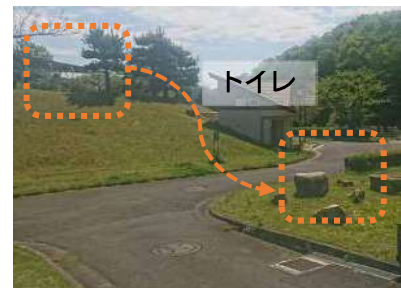
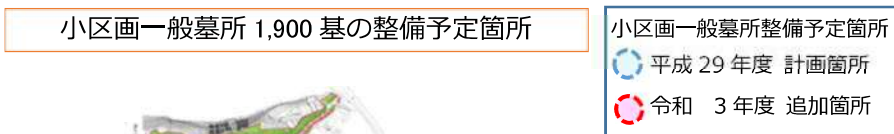
## 小区画墓所の規格

区画面積を 1 m<sup>2</sup>にすることで、従来の墓所と同様の機能でありながら、費用負担を軽減するとともに、供給基数を増やすことが可能となりました。



## 緑ヶ丘霊園における休憩所と小区画一般墓所の再配置

休憩所を広場やトイレ隣接地に移設することにより、利用者の利便性向上を図るとともに、跡地を墓所として有効活用することが可能となりました。



トイレ隣接地への移設イメージ



### 3 検証の結果

#### 市民の墓所取得に対する不安

全体の応募倍率は一定の改善がみられるが、他都市と比べて依然として高倍率であることから、市民の墓所取得に対する不安が解消したとは言い難い状況と考えられます。

公営墓所全体（合葬型含む）の応募倍率比較（令和2年度）

相模原市	5.3倍		
横浜市	1.2倍		
東京都	2.3倍		
平均	2.9倍	川崎市	4.3倍

#### 合葬型墓所における需要の高まり

合葬型墓所について、個別墓所からの改葬と一般利用の需要がいずれも高く、利用体数が予測を上回っていることから、整備計画策定時に比べ需要が高まっていると考えられます。

#### 個別墓所における一定の需要

個別墓所需要は、個々のお墓が必要と考える方もいるため、合葬型墓所の供用開始後においても一定数の応募があり、今後も需要があると考えられます。

#### 循環利用の状況を踏まえた計画的な整備の必要性

合葬型墓所による循環利用が進み、供給できる返還墓所が増えたことを踏まえ、計画的・段階的な墓所整備を再考する必要があります。

#### 小区画墓所の整備可能数の検討

小区画墓所について、規格を1㎡にするとともに、休憩所跡地を活用することにより、供給基数を増やすことが可能となりました。

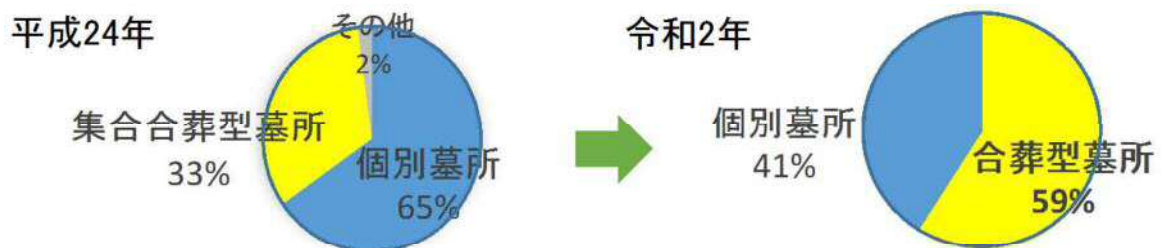
現計画の取組が一定の成果を得られていることから、取組を継続するとともに、必要な見直しを行います。

## 第4章 市民意識調査

整備計画の検証から、合葬型墓所の需要が高まり、個別墓所との需要割合が変化していると考えられるため、令和2（2020）年度に市民3,000人に対して市民意識調査を行いました。（詳しい調査結果は23ページ以降の「第9章 資料編」に掲載しています。）

市営霊園を希望する市民のうち、合葬型墓所を希望する市民は約6割となり、個別墓所を希望する市民は約4割となりました。

川崎市営霊園で新たにお墓を取得するとしたら、どのお墓を求めると考えますか。  
（『市営霊園を希望する』人への質問）





## 1 計画改定の考え方

(供給の方針)

### ア 持続的で公平な墓所供給

- ・計画期間を延長することにより、将来に渡って持続的で公平な墓所供給を行う必要があります。(H30～R7 ⇒ H30～R12)
- ・今後の応募状況や市民意識を注視しながら、計画に見直しの必要が生じた場合は、柔軟な対応を図るものとします。

### イ 需要に応じた供給

- ・社会状況や市民意識の変化により、墓所需要が個別墓所から合葬型墓所へ転換していることを踏まえ、合葬型墓所と個別墓所の需要に応じた供給を行う必要があります。

(整備の方針)

### ウ 循環利用を踏まえた墓所整備

- ・過年度の実績から想定される返還墓所を考慮し、循環利用の状況を踏まえるとともに、小区画墓所の整備や既存ストックの有効活用により、利用者の利便性向上に配慮しながら計画的・段階的な墓所整備を行う必要があります。

(その他)

### エ 利用期間の有期限化、適切な管理運営、公園機能の充実に向けた取組の継続

- ・無縁化の抑制や墓所の循環利用を図るため、利用期間の有期限化や適切な管理運営について継続的に取り組むとともに、引き続き公園機能の充実に図る必要があります。

### オ 合葬型墓所需要への対応

- ・合葬型墓所への需要の高まり等を契機とする墓じまいへの対応や承継の不安解消に向け、市民が最適な墓所を選択できるよう新たな選択肢を提案する必要があります。

## 2 取組方針

整備計画の検証結果を踏まえ、改定の取組方針は次のとおりとします。

(供給の方針)

### ① 循環利用の状況を踏まえた計画的な墓所供給

- ・ 持続的で公平な墓所供給を行うため、計画期間を5年間延長し、令和12(2030)年までの計画とするとともに、今後10年間の需要基数について供給を行います。
- ・ 個別墓所から合葬型墓所への墓所需要の転換(合葬型6:個別4)を踏まえ、需要に応じた供給を行います。

(整備の方針)

### ② 小区画墓所の整備

- ・ コンパクト化した小区画墓所を整備し、墓所数の一層の確保を図ります。

### ③ 既存ストックを有効活用した墓所整備

- ・ 園内施設の再配置を行い小区画墓所を整備するなど、効率的な整備を進めます。

(その他)

### ④ 利用期間の有期限化制度の導入

- ・ 墓所の無縁化抑制を図るため、適切な利用期間や更新制度の検討を進め、早野聖地公園において今後整備する小区画新形式墓所への導入を進めます。

### ⑤ 適切な管理運営の推進

- ・ 利用者の縁故者調査等により墓所管理料の収納率向上を目指します。
- ・ 無縁化墓所の改葬手続きにより空き墓所の再募集を進めます。
- ・ 墓所管理料の納付における利用者のサービス向上を推進します。

### ⑥ 公園機能の充実を図る整備の推進

- ・ 公園緑地としても重要な拠点であることから、市民が憩え、自然とふれあえる空間とするため、公園機能の充実を進めます。

### ⑦ 合葬型墓所の効果的な広報

- ・ 承継の不安を持つ市営霊園利用者に向け、合葬型墓所の利用優遇制度等を周知することにより、無縁化の抑制や墓所の循環利用の推進を図ります。

### ⑧ 合葬型墓所のあり方の検討

- ・ 合葬型墓所の需要の高まり等を踏まえ、早野聖地公園における合葬型墓所のあり方の検討を行い、整備及び供給について市民ニーズの変化に対応していきます。

### 3 墓所の需要基数

平成 23（2011）年から令和 12（2030）年までの 20 年間の需要基数については、令和 4（2022）年 2 月の将来人口推計等を確認したところ、大きな影響はありませんでした。

こうしたことから、方針における需要予測 19,000 基を基に、返還墓所 2,000 基を除いた 17,000 基について、合葬型墓所と個別墓所の需要割合を反映した需要基数とします。

需要割合	20年間の需要基数		今後10年間の需要基数		返還墓所による供給数	
	合葬型墓所 (体)	個別墓所 (基)	合葬型墓所 (体)	個別墓所 (基)	20年間 (基)	10年間 (基)
合葬型:個別 6:4	10,200	6,800	5,100	3,400	2,000	1,000

### 4 墓所の整備基数

合葬型墓所については平成 30（2018）年度に 20,000 体分の整備を実施し、年度毎の需要基数を供給する整備は完了しています。今後 10 年間で 3,400 基の個別墓所供給を実現するため、循環利用に伴う返還墓所 615 基を再募集するとともに、小区画墓所を 2,785 基整備します。

	緑ヶ丘霊園	早野聖地公園	市営霊園全体
整備計画で想定していた整備基数	800基	300基	1,100基
整備内容の見直しにより増加した整備基数	1,100基	585基	1,685基
循環利用に伴う返還墓所増加分の再募集数	345基	270基	615基
令和3年度～令和12年度 計	2,245基	1,155基	3,400基

## 5 個別墓所の整備

### 小区画一般墓所（緑ヶ丘霊園）

緑ヶ丘霊園は平成 18（2006）年度に新規墓所の供給が概ね完了して以降、返還された墓所の再募集のみとなっており、墓所募集時の応募倍率が高い状況が続いています。

一般墓所は1区画を4㎡以上としていたため、整備可能な箇所が限られていましたが、現行の4㎡より小さい区画であれば整備可能な箇所があることから、現計画よりもさらにコンパクト化した小区画一般墓所の整備を進めていきます。整備箇所については、整備計画策定時から見直しを図り、図示した場所を候補地とするものとします。整備にあたっては、墓園の景観を保持するため、墓石の高さなどの設備制限を設けます。





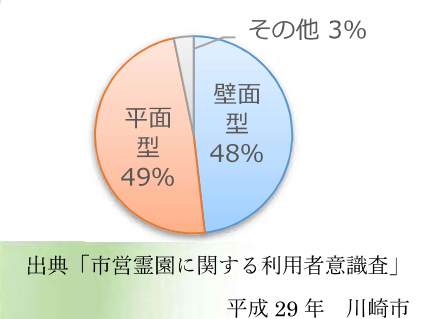
## 小区画新形式墓所（早野聖地公園）

早野聖地公園においては、壁面型墓所の整備が完了し、限られた敷地で高い墓所需要に対応するため、次に整備を予定している「次期整備区域」では、現計画よりもさらにコンパクト化した小区画新形式墓所の整備を行います。

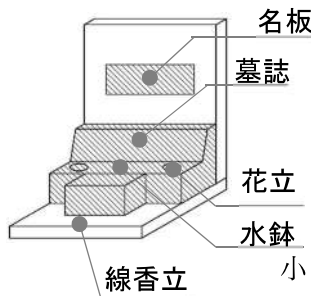
本市で整備する小区画新形式墓所の墓所形式については、地形や景観に合わせるほか、壁面型と平面型を希望する割合が同程度であったことも踏まえて（平成 29（2017）年度利用者調査）効率的に配置するものとしてます。



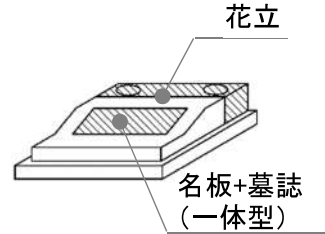
問 14 同じ面積の場合、どちらの省スペース型墓所<sup>※6</sup>を希望されますか。



### 【壁面型】



### 【平面型】



小区画新形式墓所のイメージ  
(斜線部分は利用者負担で設置)

※6 省スペース型墓所：従来の墓所より区画が小さい墓所であり、本計画では総称を小区画墓所とする。

## 6 公園エリアの整備

早野聖地公園の次期整備区域では、墓所の整備だけでなく、静寂な雰囲気を持ちつつも市民に開かれた場所とするため、公園エリアの整備を行います。

次期整備区域のほぼ中央には、景観の骨格となる平原がありますが、その景観を保全した上で、日常においても訪れたいくなるような、親しみのある場所としていきます。



公園エリアの整備イメージ

## 第6章 墓所供給予定数とスケジュール

墓所供給のスケジュールについては、多様なニーズに合わせた様々な形態や利用方法の墓所を公平に供給していくこととします。

西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
和暦	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12		
区域	緑ヶ丘霊園 合葬型墓所 (R3~R12)										合計	
体数	500	500	500	500	500	520	520	520	520	520	5,100体	
区域	緑ヶ丘霊園 小区画一般墓所 (R3~R12)										小計	合計 3,400基
基数	220	220	270	270	270	305	90	85	85	85	1,900基	
区域	早野聖地公園次期整備区域 小区画新形式墓所 (R9~R12)										小計	
基数							215	220	225	225	885基	
区域	緑ヶ丘霊園・早野聖地公園 循環利用に伴う返還墓所 (R3~R12) ①										小計	
基数	120	120	70	70	70	35	35	35	30	30	615基	
区域	緑ヶ丘霊園・早野聖地公園 返還墓所 (R3~R12) ②										合計	
基数	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,000基	

※各年度の返還墓所供給数は、①と②を合わせた数となります。

※今後の応募状況や市民意識、人口推計等を踏まえ、川崎市総合計画における基本計画の期間に合わせて、令和7(2025)年度を目途に検証し、柔軟な対応を図るものとします。

## 第7章 その他の施設整備について

平成 27 (2015) 年 12 月に策定された方針では、市営霊園が目指すものとして『市民が憩え、自然とふれあうとともに、故人の魂の安らぎを祈念する場として、「墓所と公園緑地が融合した空間」を創出し、誰もが訪れたいと思う墓園であるとともに、川崎市における公園緑地システムの重要な拠点となること』を定めています。

そのための整備の取組イメージとして、『墓所に限らず施設整備においては、緑の配置や景観への配慮等を優先した整備を行い、日常においても市民が訪れたいくなるような親しみある場所としていくこと』を定めています。

こうしたことから、整備計画期間中においても方針に基づき、引き続き次の整備を検討していきます。

### 緑ヶ丘霊園旧霊堂の再整備

緑ヶ丘霊園における旧霊堂については、老朽化のため新規利用の受付は行っていませんが、昭和 40 (1965) 年度に整備されてから約 50 年以上が経過し、老朽化の進行や地震等への対応が必要となっています。

こうしたことから、限りある土地を有効活用し、現在収蔵している御遺骨に加え、新規でもお預かりできるよう、合葬型墓所の整備に伴う霊堂の利用状況の変化などを考慮し、規模や機能、利用形態等を検討していきます。

### 多目的利用施設の整備

緑ヶ丘霊園における屋内の休憩スペースは、霊園事務所のロビーのみとなっていますが、緑ヶ丘霊園は都市計画墓園であり、特殊公園として位置づけられていることから、散策や休憩等で訪れる公園利用者の利便性にも配慮が必要です。

こうしたことから、利用者サービスの向上のため、休憩スペースや売店等を配備し、宗教、宗派等を問わずに法要も行え、地域の活動等に貸出しのできる多目的な利用が可能な施設の整備について検討していきます。なお、土地の有効利用を図るため、管理事務所機能等も兼ね備えた施設とします。

早野聖地公園における休憩場所として、墓苑サービスセンターがありますが、市民サービス向上のため、緑ヶ丘霊園と同様に多目的利用が可能な施設としての整備を検討していきます。整備にあたっては、管理事務所としての窓口・案内機能だけでなく、公園の情報発信及び地域やボランティア活動の拠点となるビジターセンターとしての機能も備えた複合施設を検討していきます。

また、早野の地域課題である「農とみどりの施策」の充実のために、関連部局と連携し、直売や催し等の取組への対応も併せて検討していきます。

## 公園機能の充実

緑ヶ丘霊園は 50 ヘクタールを超える広大な緑のオープンスペースを有しており、総合公園等と並んで、緑と水のネットワークを形成する上での、広域的結節拠点と位置づけられています。

また、市域の骨格的な緑である多摩川崖線<sup>※7</sup> 軸上に存在していることから、高津区において貴重な自然環境を有する緑の拠点であり、隣接する神奈川県立東高根森林公園と連なる緑豊かな樹林は、市民の憩い・自然観察の場となっています。

こうしたことから、自然環境の保全を行うとともに、散策路整備や案内表示、水飲み場などの便益施設の充実に向けて検討していきます。

早野聖地公園は早野梅ヶ谷特別緑地保全地区を含む都市計画墓園として、本市の公園緑地系統の重要な一翼を担っていることを踏まえ、緑豊かな環境整備を行っていく必要があります。

こうしたことから、園内の 7 つのため池や自然豊かな樹林、埋蔵文化財の包蔵地等の早野独自の環境資源を活かした周遊散策路や、水辺環境の整備等について検討していきます。



早野聖地公園の自然豊かな樹林

---

<sup>※7</sup> 多摩川崖線(がいせん): 多摩川の浸食作用でできた崖地の連なり。崖線は自然の地形を残し、市街地の中で区市町村界を超えて連続して存在するため、崖線の緑は「緑の骨格」と言われている。



## 新しい墓所形式の検討

近年、都市部の墓地では同一施設で個別墓所と合葬型墓所の両方の機能を備えた、新しい形式の墓所が導入されています。

この墓所は個別埋蔵されてから定められた期間が経過すると、改葬手続き不要で共同埋蔵へ移行する管理形式を持つものです。

本市においても、墓所ニーズの多様化への対応や、今まで以上に工夫を凝らした土地の有効活用が求められていることを踏まえ、新しい墓所形式の導入を検討していきます。



立体埋蔵施設（東京都立青山霊園）

使用許可日から20年間は地上カロート（納骨堂）に個別埋蔵し、その後は地下カロートに共同埋蔵

### 1 市民意識調査

---

#### (1) 調査の目的

川崎市では平成 24（2012）年度に、墓所の形態や利用の方法についての市民の現状や意識の動向を把握し、今後の市営霊園の整備方針を見直すための基礎資料として、市民 3,000 人を対象に「市営霊園に関する市民意識調査」を実施しました。

整備計画の改定にあたり、令和 2（2020）年度に、平成 24（2012）年度の調査から変化した墓所の形態や利用の方法についての市民の現状や意識の動向を把握するため、市民 3,000 人を対象に、あらためて、「市営霊園に関する市民意識調査」を実施しました。

---

#### (2) 調査方法

住民台帳に登載されている満 20 歳以上の市民から、無作為に抽出した 3,000 人を対象に調査を実施しました。

#### スケジュール

令和 2（2020）年 9 月 18 日	調査票発送日（3,000 通）
令和 2（2020）年 10 月 12 日	回答締切日

#### 回収結果

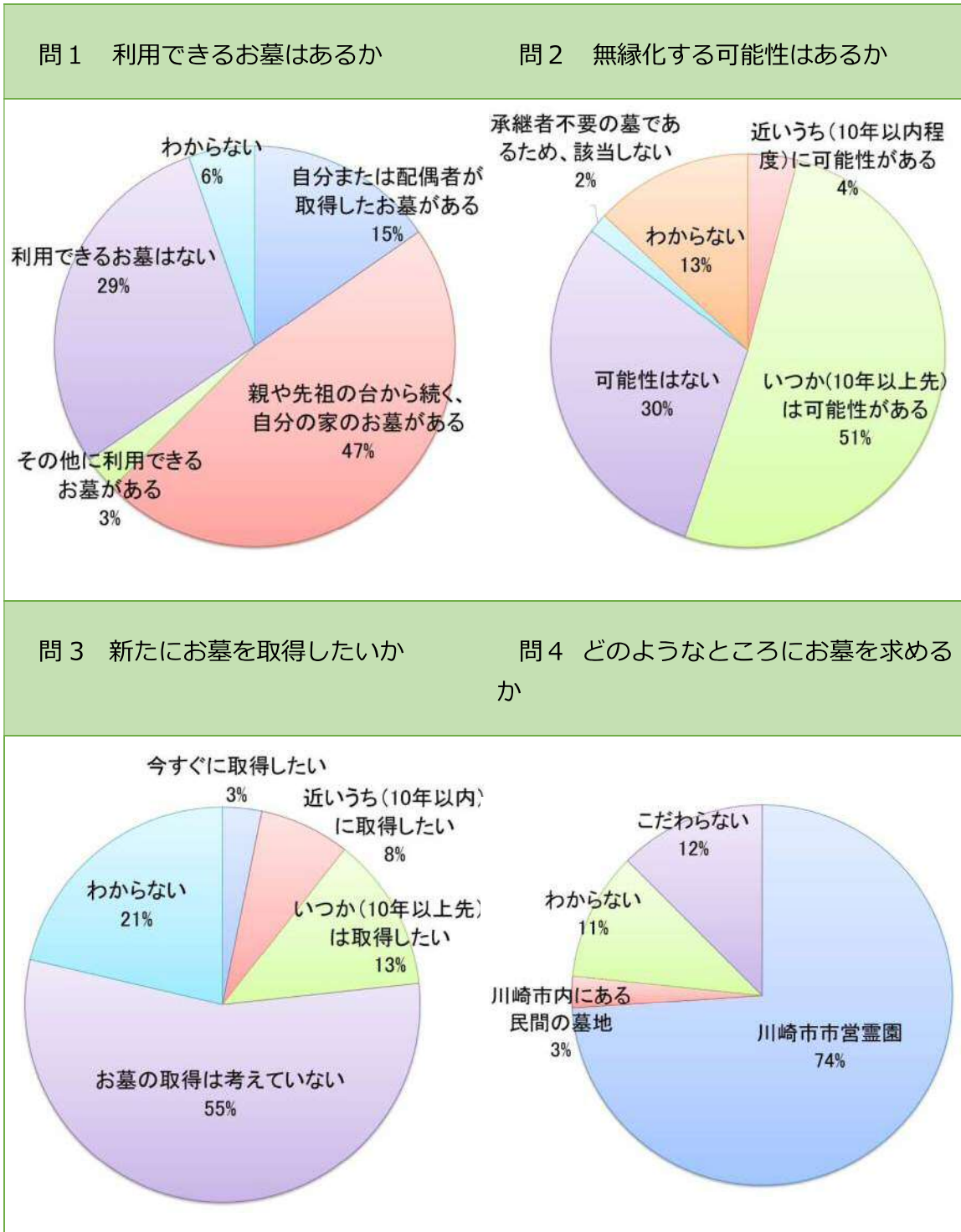
調査票郵送数：	3,000通
回収数：	750通
回収率：	25%

(3) 調査項目

設問番号	設問	把握する項目
ア お墓について		
問 1	利用できるお墓はあるか	墓地の所有状況
問 2	無縁化する可能性はあるか	無縁化の不安
問 3	新たにお墓を取得したいか	墓所需要
問 4	どのようなところにお墓を求めるか。	市営霊園の需要
問 5	川崎市営霊園を利用したい理由	市営霊園を選ぶ理由
問 6	川崎市営霊園で求めるお墓の種類	需要割合
イ ご自身について		
問 7	性別	回答者の属性
問 8	年齢	
問 9	お住まいの区	
問 10	これからも市内に住みたいか	定住化率
問 11	意見	意見等

(4) 各設問の集計結果

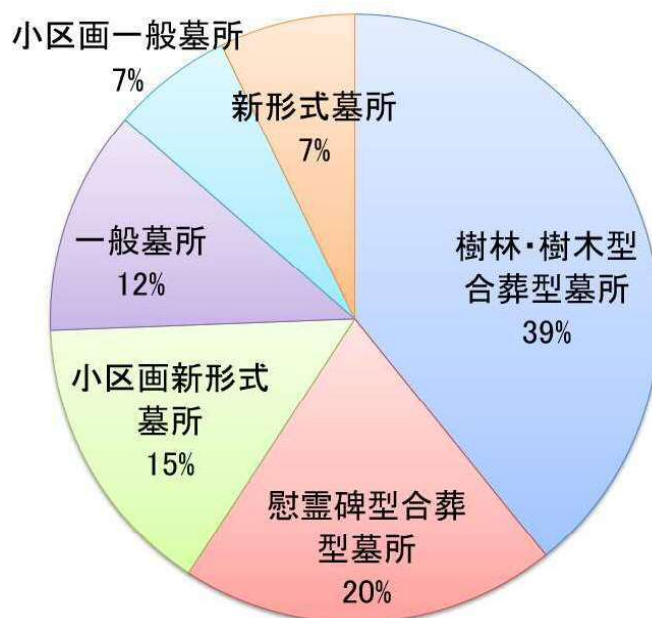
ア お墓について



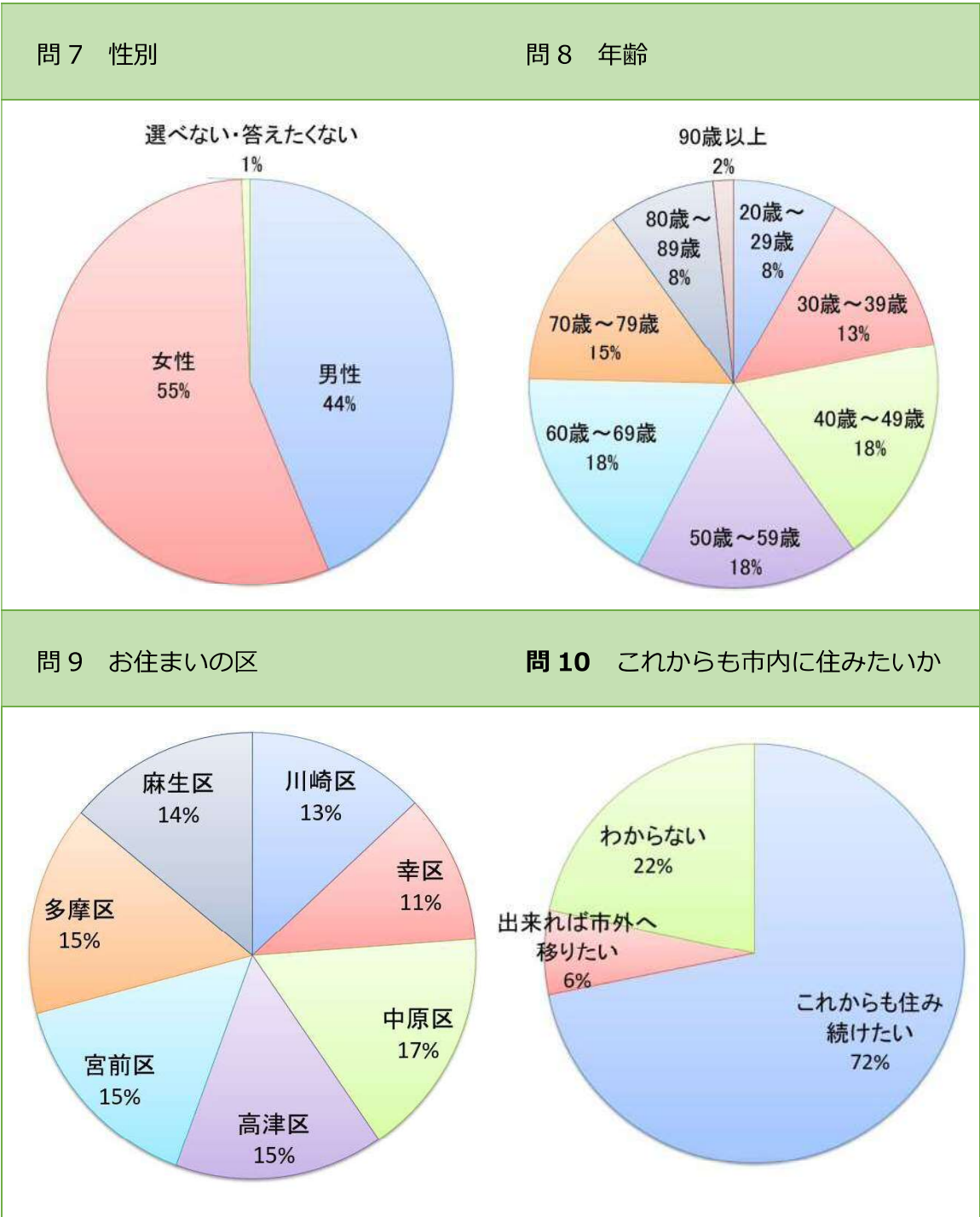
問5 川崎市営霊園を利用したい理由（回答 145 件の集計）



問6 川崎市営霊園で求めるお墓の種類



イ ご自身について



---

## ウ 主な自由意見

- ① 承継者・将来について
  - ・ 子どもや孫に墓の管理や墓掃除等の負担をかけたくない。
  - ・ 核家族になってもお参りに来れる「個別性」のある墓のニーズはある。
- ② 合葬型墓所について
  - ・ 市が永代で管理する合葬型墓所（樹木・樹林型）を希望する。
  - ・ 樹木型の合葬型墓所を希望する。
  - ・ 将来、子世代になったら合葬型墓所に変更を考える。
- ③ 公園機能について
  - ・ 家族が集まった時にゆっくり食事などができる場所があるとよい。
  - ・ 小川や池などのある心安らぐ公園など、心が浄化できる場所にしてほしい。
  - ・ 公園に遊びに行くついでにお参りできるとよい。
- ④ 費用について
  - ・ 低料金で共同墓地に入ることができればありがたい。
  - ・ 子どもにはお金の負担をかけられない。
  - ・ 民間のお寺よりも費用がかからないお墓を作ってほしい。
- ⑤ 市営霊園について
  - ・ 川崎市営霊園について初めて知った。
  - ・ 川崎市営という事で、税金が使われているなら、もっと周知してほしい。
  - ・ このように充実した霊園がある事は心強く安心する。
  - ・ 社会インフラの一つとして、引き続き維持してもらいたい。
  - ・ 緑ヶ丘霊園は都心にあり、公園墓地としての魅力がある。
  - ・ 早野聖地公園は環境が良いので希望したい。
  - ・ 神聖な場でありながら、心静かに緑の中で自分の生と向き合う場になっている。
- ⑥ 墓所形式について
  - ・ 次世代へ負担をかけるものではなく、合同型以外にも気軽に選べるとよい。
  - ・ 20~30年間は個別墓で、その後集団へ移行する、縁故者とつながれる墓がよい。
  - ・ 壁面型墓所の墓石のデザインをもう少し軽やかな感じで、隣との間がつかまっていないようなものがよい。
- ⑦ アクセスについて
  - ・ 墓の形よりも、交通アクセスを重視し、子や孫に来てもらいたい。
  - ・ せめてお盆とお彼岸だけでも主要駅からの小型バス運行があるとよい。
  - ・ 南部に市営霊園を作ってほしい。